

よくあるご質問を以下にまとめました。ご不明な点につきましては、まずこちらをご覧ください。

なお、その他ご質問につきましては、「おきなわ彩発見」ツアープラン等を取り扱っている旅行会社等へ直接お問い合わせください。(事務局では、個別ツアー等の具体的な案内を行っておりません。)

ご質問	ご回答
1 「おきなわ彩発見キャンペーン」を申し込むにはどうしたらよいですか？	当キャンペーンサイト内の ・「おきなわ彩発見」ご利用までの3ステップ ・「おきなわ彩発見」販売対象事業者(旅行会社等)をご確認ください。
2 キャンペーン利用の対象者は？	沖縄県内在住の方を対象とします。 県内在住の確認は以下のタイミングで行われます。 ①購入時: キャンペーン販売対象旅行会社等で対象旅行商品購入時に県内在住者である旨を証明できる書類をご提示ください。 ②宿泊施設チェックイン時: 宿泊施設チェックインの際に購入時と同じ書類をご提示ください。 詳しくは、キャンペーン販売対象旅行会社等でご確認ください。
3 旅行参加者の代表者(申込・購入)が県内在住者であればよいのか？	1人1人に補助額の適用をする場合は、 全員が県内在住者である必要があります。
4 県内在住であることを確認する書類とは？	・運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(個人番号カード)など本人を確認でき県内住所が記載されている公的書類。 詳しくは【 県内在住者確認書類に関するご案内 】(2～3ページ)をご参照ください。
5 子供の本人確認書類はどのようにするか？	住民票、マイナンバーカード等の公的証明書、健康保険証などで本人確認を行ってください。
6 利用者が助成金を申請するのか？	利用者はキャンペーン販売対象旅行会社等の商品を購入する際に、補助を受ける形となりますので直接申請はいたしません。
7 補助額は、1人当たりの金額なのか？ 1泊ごと適用されるのか？	おひとり様1旅行商品あたりの助成金額 です。
8 6月5日前に予約、または支払ったものは対象となりますか？	対象にはなりません。 6/5以降の受付、宿泊が対象となります。
9 いつから、いつまでのものが対象ですか？	6月5日チェックイン、7月31日チェックアウトの宿泊を含む旅行商品 が対象となります。
10 宿泊のほか、航空、交通や観光施設、アクティビティなどが入った旅行商品も対象になるのか？	対象になります。
11 航空券のみの利用は対象となるのか？	航空券のみは対象にはなりません。 販売対象旅行会社等の本キャンペーン対象の宿泊を含んだ旅行商品が対象となります。
12 宿泊のみの商品でもよいのか？	対象になります。
13 連泊の場合の補助額の考え方は？	補助額は、 泊数に関係なく1旅行当たりの旅行代金の額 により4段階の設定となります。

「おきなわ彩発見」キャンペーン対象旅行商品のご利用にあたっては、
①旅行商品ご購入時 および **②宿泊施設ご利用時** に「**沖縄県内在住者であること**」の確認を行います。

「沖縄県内在住者であること」の確認は本人確認書類により実施いたしますので、**ご利用者全員分の本人確認書類を必ずご提示ください。**

※ **ご提示いただけない場合には、本キャンペーンをご利用いただけません。**（この場合において、旅行商品ご購入後であった場合には、補助の対象外となるため、後日販売旅行会社等から補助額相当分の金額が請求されます。くれぐれもご注意ください。）

【本人確認書類として認められるものの例】

※ **本人確認書類に記載された住所が現在の住所でない場合は、現住所が記載された他の証明書類（補助書類）を合わせてご提示ください。（3ページ参照）**

※ **旅行会社等が特に定める場合は、当該旅行会社等の定めに従ってください。**

本人確認書類	ご注意事項
運転免許証 運転経歴証明書(顔写真あり)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 住所の変更がある場合は、現住所が記載されている裏面もご提示ください。 ➢ 運転経歴証明書は、平成24年4月1日以降に交付されたものに限りです。
パスポート(日本国旅券)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現住所が記載されているものであることが必要です。
健康保険証	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現住所が記載されているものであることが必要です。
個人番号カード(顔写真あり)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現住所が記載されているものが必要です。 ➢ 顔写真なしの個人番号カード、個人番号通知カードの場合は、必ず補助書類を組み合わせでご提示ください。
住民基本台帳カード(顔写真あり)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 住所の変更がある場合は、現住所が記載されている裏面もご提示ください。 ➢ 顔写真なしの住民基本台帳カードの場合は、必ず補助書類を組み合わせでご提示ください。
外国人登録証明書 在留カード 特別永住者証明書	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現住所が記載されているものが必要です。また、変更の記載がある場合は、変更内容が記載されている裏面もご提示ください。 ➢ 日本国籍をお持ちでない方で、在留期限がある方がお申し込みをされる場合には、在留期限が確認できる書類が必要です。
住民票の写し(個人番号の記載がないもの) 印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現住所が記載された発行日から3か月以内のものに限りです。
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 氏名・住所・生年月日が記載されている面をご提示ください。 ➢ 写真貼付欄があるものについては、写真貼付のものをご提示ください。
顔写真付きの公的証明書類	<p>(例)国会議員の証明書、写真ありの中学・高校・大学・専修学校等の学生証</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 氏名・住所が記載されているものであることが必要です。
各種年金手帳 母子手帳 官公庁から発行または発給された書類で、氏名・住所及び生年月日の記載があるもの	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 母子健康手帳は、母および子の証明書類として使用できます。また、子の場合は出生届出済証明のある手帳に限りです。

【本人確認書類がない場合/本人確認書類記載の住所が現住所でない場合】

1ページに記載した本人確認書類をお持ちでない場合は、以下の書類をご提示ください。

また、本人確認書類に記載された住所が現在の住所でない場合は、現住所が記載された他の証明書類(補助書類)を合わせてご提示ください。

※旅行会社等が特に定める場合は、当該旅行会社等の定めに従ってください。

補助書類	ご注意事項
国税(地方税)の領収証書または納税証明書	➤ 発行日から3か月以内で、現住所および氏名が記載されているものに限りします。
社会保険料の領収証書	➤ 発行日から3か月以内で、現住所および氏名が記載されているものに限りします。
公共料金(電気・ガス・水道・NHK・固定電話)の領収証書 ※携帯電話の領収証書は利用できません。	➤ 発行日から3か月以内で、現住所および氏名が記載されている領収印がある領収証書、または発行日(口座引落日)および現住所が記載されている口座振替済通知書に限りします。
官公庁から発行または発給された書類で、氏名及び住所の記載があるもの	➤ 発行日から3か月以内のものに限りします。